

# ボールルームダンス指導者資格認定規定施行細則

令和6年3月1日資格審議委員会規定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、ボールルームダンス指導者資格認定規定第17条の規定に基づき、プロフェッショナルダンス教師、アマチュアダンス指導員資格認定の認定事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 受験資格等

(資格認定の申請)

第2条 プロフェッショナルダンス教師資格（以下「プロ教師資格」という）及びアマチュアダンス指導員資格（以下「アマ指導員資格」という）の認定を受けようとする者（以下「受験者」という）は、所属し、もしくは所属しようとする北海道加盟団体及び都府県加盟団体を通じて、資格審議委員会（以下「委員会」という）に対し、別記する様式第1により申し込まなければならない。

(受験資格)

第3条 プロ教師資格各級の資格認定試験の受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 5級 プロダンス教師5級試験運用細則第2条に定めた者。
- (2) 5級 他団体教師資格保持者で、指定の面接試験を受けた者。（移行）
- (3) 4級 プロ教師資格5級の登録名簿に登録された者。

スタンダード

- (4) 3級 プロ教師資格4級の登録名簿に登録された者。
- (5) 2級 プロ教師資格3級の登録名簿に登録された者で、3級取得後講習開始日において1年以上を経過している者。
- (6) 1級 プロ教師資格2級の登録名簿に登録された者で、2級取得後講習開始日において2年以上を経過している者。

ラテンアメリカン

- (7) 3級 プロ教師資格4級の登録名簿に登録された者。
- (8) 2級 プロ教師資格3級の登録名簿に登録された者で、3級取得後講習開始日において1年以上を経過している者。
- (9) 1級 プロ教師資格2級の登録名簿に登録された者で、2級取得後講習開始日において2年以上を経過している者。

2 アマ指導員資格の資格認定試験の受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 5級 指定の講習を受けた者。
- (2) 4級 アマ指導員資格5級の登録名簿に登録された者。
- (3) 3級 アマ指導員資格4級の登録名簿に登録された者。
- (4) 2級 アマ指導員資格3級の登録名簿に登録された者で、3級取得後講習開始日において1年を経過している者。
- (5) 1級 アマ指導員資格2級の登録名簿に登録された者で、2級取得後講習開始日において1年を経過している者。

### 第3章 集合講習及び個人指導

#### (講習及び試験)

- 第4条 プロ教師資格1級～5級及びアマ指導員資格1級～4級の資格認定を受けようとする者は、次条以下に定める講習及び試験を受けなければならない。
- 2 アマ指導員資格5級の資格認定を受けようとする者は、講習を受けなければならない。

#### (講習の内容)

- 第5条 講習は、集合講習及び個人指導とする。
- 2 集合講習は、実技、理論、指導、実習、用語等を行う。
  - 3 個人指導は、別表1のプロ教師資格名簿登録者による技術、理論、指導方法等を行う。

#### (講習時間)

- 第6条 講習に必要な単位は、ボールルームダンス指導者認定規定第6条4号別表2のとおりとする。ただし、1単位は40～60分とする。

#### (認定講習の終了日)

- 第7条 集合講習は、資格試験の2週間前までに終了しなければならない。

#### (講習・開講人数)

- 第8条 認定講習は、原則として、10名以上の申込者が存する場合に行なう。
- 2 申込者が10名に達しない場合は、本法人の承認を得たうえ、他の級又は、他加盟団体と合同で行うことができる。

#### (受験申請期限)

- 第9条 受験申請は、講習開始日の1カ月前までとし、北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体を通して申し込むものとする。

#### (講習管理責任者)

- 第10条 集合講習に、講習管理責任者を置く。
- 2 講習管理責任者は、集合講習が実施される北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体の試験審査員がこれにあたる。
  - 3 講習管理責任者及び講師は、あらかじめ試験本部に届けるものとする。
  - 4 講習管理責任者になるものは、試験審査員資格2級以上を所持し、試験審査員名簿に登載されているものでなければならない。

#### (受講者の確認)

- 第11条 講習会場には、出席簿を備え置き、申込者本人であることを確認してから入場を許可する。
- 2 講習の開始時間に15分以上遅れた受講者は、入場させない。

(部外者の立入り)

第12条 講習会場には、受講者及び講習施行関係者並びに講習管理責任者の許可を得た者以外の立入りはできないものとする。

(集合講習の講師)

第13条 集合講習の講師は、試験審査員または学識経験者について、試験を施行する加盟団体が指名し、試験本部で承認された者が行う。

(個人指導の指導者)

第14条 個人指導の指導者は、別表1に掲げる資格を有する者とする。

(個人指導の修了)

第15条 個人指導は、すべて試験前日までに完了していなければならない。

(個人指導の有効期限)

第16条 個人指導は、試験日の2年以内の指導に限り有効とする。

(個人指導の特例)

第17条 受験者が不合格となる事態が続いたときは規定に係らず、資格審議委員会は当該指導者の個人指導を停止することができる。

## 第4章 認定試験

(資格認定試験日)

第18条 資格認定試験は、各級とも試験本部が認めた日時に行うことを原則とする。

(試験日の受付)

第19条 試験日の受け付けは、定刻の30分前までに開始する。

- 2 受付にあたっては、受験者が講習を受けた本人であること並びに集合講習及び個人指導のすべてを修了したことを証する受講印をそれぞれ確認し、受験番号と同数の背番号を受験者に交付する。

(実技試験)

第20条 実技試験は、カップル・ダンス及びソロ・デモンストレーションとし、受験者1人あたり2名以上の試験審査員により行う。

(筆記試験)

第21条 筆記試験は、指定範囲内のフィガーのチャート問題及び用語等の解説とする。ただし、アマ指導員資格1級及びプロ教師資格3級以上については、用語問題はなしとする。

(面接試験)

第22条 プロ教師資格1級～3級試験及び5級の移行については、面接試験を行う。

- 2 面接試験は、指導者としての適正、マナー、指導能力、テクニック等について、2名以上の試験審査員により行う。

(試験の合格点)

- 第23条 アマ指導員資格1級～4級及びプロ教師資格4級・5級の実技試験の採点は、各種目とも100点満点とし、全種目の採点の平均が70点以上を合格とする。ただし、3種目以上が70点に満たないときは不合格とするが、プロ教師資格2級・3級については、2種目以上が70点に満たないときは不合格とする。
- 2 筆記試験は、チャート問題を100点及び用語等の解説を100点とし、それぞれが70点以上を合格とする。
  - 3 プロ教師資格1級～3級及び5級移行の面接試験は平均点が70点以上を合格とするが、2種目以上が70点に満たないときは不合格とする。
  - 4 プロ教師資格1級における面接試験の90点以上を「秀合格」、85点以上を〔優合格〕とする。

(資格認定試験等の実施)

- 第24条 資格認定試験及び講習は、次の各号により実施する。
- (1) プロ教師資格1級及びアマ指導員資格1級 本法人
  - (2) プロ教師資格およびアマ指導員資格2級～5級  
北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体
  - 2 北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体が受験者等の理由で、単独で行うことが著しく困難であるときは、試験本部の承認を得て、隣接連盟と共同で行うことができる。
  - 3 アマ指導員資格1級の資格認定試験及び講習は、北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体に委嘱することもできる。
  - 4 アマ指導員資格5級の講習は、本法人の認定教室で開催することができる。講師は、試験本部が認めた者とする。開催申請は、北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体を通し試験本部の承認を得ることとする。
  - 5 試験審査員については北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体から選出し、試験本部の承認を得ることとする。

(試験管理責任者)

- 第25条 試験会場に、試験管理責任者を置く。
- 2 試験管理責任者は、あらかじめ試験本部に届け出る。
  - 3 試験管理責任者は、試験審査員資格2級以上を所持し、試験審査員名簿に登載されているものでなければならない。
  - 4 アマ指導員資格5級の管理責任者は、試験本部が認めた者とする。

(試験審査員の公表)

- 第26条 資格認定試験を担当する試験審査員は、試験日まで公表してはならない。
- 2 試験審査員に指名された者は、受験者その他の者に当該の試験審査員である旨を知らせてはならない。

(試験審査員の委嘱)

- 第27条 試験審査員は、試験審査員登録名簿の中から北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体が選出し、試験本部が委嘱する。
- 2 北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体が単独で試験を施行する場合、原則として試験審査員1名は他の都道府県加盟団体より選出するものとする。

(試験審査員の変更)

- 第28条 試験審査員の変更は、原則としてこれを認めないものとする。ただし急病その他止むを得ない事情があるときは、試験管理責任者が試験審査員登録者名簿に登載されている者を指名しこれに代えることができる。
- 2 前項の場合、試験管理責任者は、理由を付して試験審査員の変更をすみやかに試験本部に報告し、その承認を得なければならない。

(補助員)

- 第29条 当日の補助員は、原則として試験を施行する加盟団体の会員の中から選任する。
- 2 補助員の数は受験者が1名から16名の場合には2名以内、17名から32名の場合には3名以内、33名以上の場合には4名以内とする。

(補助員の業務)

- 第30条 補助員は、受付業務、実技試験においては受験者の入退場、音楽係、筆記試験においては、試験用紙の配布、収集、時間係などの職務を行う。

## 第5章 実技試験

(実技試験のパートナー)

- 第31条 実技試験のパートナーは、本法人の会員又は当日の受験者同士とする。
- 2 当日の試験審査員は、実技試験のパートナーを務めてはならない。
  - 3 試験審査員は、試験審査員のパートナーが受験者のパートナーとなる場合、及び3親等以内の受験者がいる場合、当日の審査を行うことができない。

(採点のローテーション)

- 第32条 実技試験の審査を複数で行うときは、採点の公正を図るため、試験審査員のローテーション方式を採用しなければならない。

(採点表の回覧の禁止)

- 第33条 採点表は、試験審査員の間で回覧してはならない。

(採点方法)

- 第34条 実技試験の採点は、カップル・ダンス、ソロ・デモンストレーションそれぞれに合否を判定する。
- 2 採点は、1点刻みとする。

(審査対象の受験者の数)

第35条 カップル・ダンス及びソロ・デモンストレーションにおいて、1人の試験審査員が審査できる受験者の数は、原則として、1ヒートで1名を超えてはならない。

(採点用紙の返送)

第36条 試験管理責任者は、回収した採点用紙をその場で封筒に入れ、試験管理責任者及び本法人役員又は、当日の試験審査員1名以上が封印し、すみやかに試験本部に送付しなければならない。

(パートナーの確認)

第37条 試験管理責任者は、カップル・ダンスのパートナーが申請された本人であること及び第31条第1項に適合するものであることを確認しなければならない。

(受験のキャンセル)

第38条 講習及び受験を申し込んだ者が、講習又は受験をしなかった場合においても、受講料、受験料は返還しない。ただし、試験本部が相当と認める場合は次回にのみ受験を認めることができる。

(カップル・ダンスの受験方法)

第39条 呼び出された受験者は、踊る前に試験審査員に後ろを向いて背番号を確認させる。  
2 踊る音楽の長さは、各曲とも約1分とする。  
3 使用されるフィガーは、ボールルームダンス・テクニク及びラテンアメリカンダンス・テクニクに記載されたものとする。

(ソロ・デモンストレーションの出題方法)

第40条 ソロ・デモンストレーションは、別に定める「認定試験用アマルガメーション」に定められたものの中から、スタンダード及びラテンアメリカンの各種目について、それぞれ指定された男女何れかのルーティンを出題する。

(ソロ・デモンストレーションの演技方法)

第41条 資格認定試験用CD又は、コーラーの声又は、音楽にあわせて踊り、始めに予備歩を使ってはならない。また、終りは、その姿勢を2～3秒間保たなければならない。

## 第6章 筆記試験

(問題及び答案用紙の保管等)

第42条 筆記試験の問題及び答案用紙は、本法人より当該試験日の7日前までに、試験管理責任者に送付するものとする。  
2 試験管理責任者は、前項の日までに問題及び答案用紙が届かない時は、すみやかに試験本部に連絡しなければならない。  
3 試験管理責任者は、試験当日まで送付を受けた問題及び答案用紙を厳重に保管するとともに、試験当日まで開封してはならない。

(筆記試験の解答時間)

第43条 筆記試験の解答時間は、90分とする。

- 2 時間内に解答を終了した者は、試験開始後30分を経過した後、退出することができる。
- 3 試験開始後、30分以内の遅刻者は、試験管理責任者の許可を得て受験することができるが、後日遅刻理由書を提出しなければならない。

(試験問題の開封)

第44条 試験管理責任者は、本法人役員または、試験審査員1名以上の立会いのうえ、試験本部より送付されてきた試験問題及びソロ・デモンストレーションの出題表の入った封筒を試験当日、会場にて開封する。

- 2 前項の開封後、試験管理責任者は、すみやかに採点用紙を試験審査員に配布しその他必要な準備を行う。

(筆記試験開始前の注意)

第45条 試験管理責任者は、受験者全員が着席した後、試験問題及び答案用紙を裏返して配布し、筆記試験に関する注意事項を説明し、その後受験番号と氏名を記入させた後、時間を確認して一斉に試験を開始する。

(筆記試験の着席)

第46条 筆記試験の着席場所は、隣の人との間隔を空け、あらかじめ机に番号を付するなどし、不正が行なわれないように配慮しなければならない。

## 第7章 面接試験

(面接試験の実施)

第47条 面接試験は、本法人の試験審査員が直接行う。

(面接試験の方法)

第48条 プロ教師資格1級～3級の面接試験は、ダンスに関する知識及び実技での解答を合わせて採点する。

(面接試験の内容)

第49条 面接試験は、1名の受験者に2名以上の試験審査員があたり、約60分以内の時間で質疑応答により行う。

- 2 面接試験の内容については、その都度、試験本部が別に定める。

## 第8章 試験審査員

(実技試験の試験審査員)

第50条 実技試験の試験審査員は、試験審査員名簿に登載されている者が行う。

(連続して試験審査を行うことの禁止)

第51条 試験審査員は、特別の場合を除き同じ級の試験審査員を続けて行ってはならない。

(試験審査員となるべき者の任期)

第52条 試験審査員となるべき者の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(試験審査員の数)

第53条 試験審査員の数は、受験者の数により別に定める。

## 第9章 その他

(合否の決定)

第54条 合否の決定は、試験日から40日以内に試験本部が行う。

(合否の通知)

第55条 試験本部が前条の合否を決定したときは、すみやかにその旨を都道府県加盟団体及び受験者に通知する。

(不合格者の追試験)

第56条 筆記試験、実技試験のいずれか一つが不合格となった者は、その試験結果の発表後、最初に行われる試験に限り、その不合格となった試験を受験できる。病気その他、止むを得ない事情により、いずれか一つを受験できなかった場合も同様とする。

(講習及び試験の費用について)

第57条 講習に関する費用は、全て施行の都道府県加盟団体が負担する。

2 試験当日の費用は、試験審査員、試験管理責任者、補助員の謝金及び会場費の一部を本法人より支給する。

(追試験及び講習料)

第58条 追試験の受験料は、都道府県加盟団体を通して、本法人に支払う。

2 追試受験者が講習の受講を希望するときは、受講料を支払う。

(講習・試験費用の経理報告)

第59条 都道府県加盟団体は、年度内の講習・試験経費の明細を試験本部に報告する。

(受講料及び受験料)

第60条 受講料及び受験料は、別表2のとおりとする。

(試験の免除事項及び移行)

第61条 実技試験及び筆記試験の免除は、別表3のとおりとする。

2 協力団体NDLSのブロンズ級以上、または広域加盟団体アマチュアD級以上にランクされた資格を所持するものは、申請によりアマ指導員資格5級の資格に移

行することができる。

第62条 本細則第4条2項は令和5年4月1日より施行する。

- 2 施行にあたり、令和5年3月31日以前にアマ指導員資格5級に認定された者は、アマ指導員資格4級とする。

(その他)

第63条 本細則に定めなき事項については、必要に応じて資格審議委員会で決める。

#### 附 則

1. この規定は、平成30年4月2日から施行される。
2. 平成14年1月28日制定の競技実績による指導者資格の認定に関する細則については、本規定施行と同時に廃止とし、競技実績については第61条の規定により認定試験の免除事項とする。ただし、平成31年度までは旧規定での受験は有効とする。
3. 平成30年9月10日業務執行理事会決定により、第56条別表2を変更する。(平成31年度秋の試験から実施) 70,000円の受験料を40,000円とする。
4. 平成30年9月10日業務執行理事会にて第24条に4項と5項を追加。  
平成32年度より実施。
5. 令和3年3月24日資格審議委員会にて令和3年度より第3条2号の全ダ連を他団体と改める。5号6号8号9号を経過年数2級2年から1年、1級3年から2年に変更、第18条2項の試験補助員の人数を変更。
6. 令和3年5月19日資格審議委員会にて第25条に3項を追加。
7. 令和4年5月19日資格審議委員会にて第10条に4項を追加。
8. 令和4年11月16日資格審議委員会にて第4条に文言追記及び第4条2項を追加。  
第62条及び2項を追加。それに伴い、(その他)62条を63条に変更。別表1(第14条関係)の受験級欄アマチュアダンス指導員5級削除。別表2(第60条関係)のアマチュアダンス指導員5級の金額変更及び受験料欄に文言追記。  
別表3(第61条関係)のアマチュア5級カップル・ダンス欄に免除事項加筆。  
集合講習欄追加及び表記変更。
9. 令和5年3月3日資格審議委員会にて第61条2項変更。
10. この規定は、令和6年3月1日から施行する。

別表1 (第14条関係)

受験級	個人指導の資格
アマチュアダンス指導員 3・4級	プロフェッショナルダンス教師4級以上の会員
〃 1・2級	プロフェッショナルダンス教師3級以上の正会員
プロフェッショナルダンス教師 5級	プロフェッショナルダンス教師4級以上の会員
〃 4級	プロフェッショナルダンス教師3級以上の正会員
〃 3級 S or L	プロフェッショナルダンス教師資格受験部門3級以上の正会員
〃 2級 S or L	プロフェッショナルダンス教師資格受験部門2級以上の正会員
〃 1級 S or L	プロフェッショナルダンス教師資格受験部門1級の正会員

別表2 (第60条関係)

受験級	受講料等 (合計)	受験料及び認定料	受講料
アマチュアダンス指導員 5級	10,000円	3,000円	7,000円
〃 4級	18,000円	8,000円	10,000円
〃 3級	23,000円	8,000円	15,000円
〃 2級	28,000円	8,000円	20,000円
〃 1級	30,000円	10,000円	20,000円
プロフェッショナルダンス教師 5級	40,000円	40,000円	
〃 4級	50,000円	20,000円	30,000円
〃 3級	55,000円	20,000円	35,000円
〃 2級	60,000円	20,000円	40,000円
〃 1級	75,000円	25,000円	50,000円

別表3 (第61条関係)

区分	カップル・ダンス	集合 講習	ソロ・デモ	筆記
アマチュア5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NDLSメダルテスト ブロンズ級以上は免除</li> <li>・広域加盟団体アマチュアD級以上にランクされた者は免除</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の者は免除</li> </ul>	有		
アマチュア4級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NDLSメダルテスト ファイナル級以上は免除</li> <li>・広域加盟団体アマチュアD級以上にランクされた者は免除</li> </ul>	有	有	有
アマチュア3級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域加盟団体アマチュアC級以上にランクされた者は免除</li> </ul>	有	有	有
アマチュア2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域加盟団体アマチュアB級以上にランクされた者は免除</li> </ul>	有	有	有
アマチュア1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域加盟団体アマチュアA級にランクされた者は免除</li> </ul>	有	有	有
プロ3級S or L	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域加盟団体プロC級以上にランクされた者は、同部門のカップル・ダンス免除</li> </ul>	有		有
プロ2級S or L	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域加盟団体プロB級以上にランクされた者は、同部門のカップル・ダンス免除</li> </ul>	有		有